

令和2年5月13日

令和2年度
一般社団法人山口県介護支援専門員協会
代議員総会

提案書

目 次

提案事項

- 第1号議案：令和元年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2号議案：令和元年度収支決算について・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第3号議案：理事及び監事の選任について・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 第4号議案：令和2年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・ 25
- 第5号議案：令和2年度収支予算（案）について・・・・・・・・・・・・ 28
 - ・全国大会収支予算（案）

定 款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

日本介護支援専門員協会 介護支援専門員 倫理綱領・・・・・・・・・・・・ 42

第1号議案：令和元年度事業報告について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和元年度事業報告について、別添のとおり作成したので、御承認願いたい。

(補足)

新型コロナウイルス感染症患者の発生事例が県内で出たため、3月に予定されていた実務研修及び、実務なし・再研修(冬季)の開催日程を一部延期とした。県と協議の上、5月までに就業予定の方について課題提出をもって3月末修了とし、就業予定のない方へ延期科目の振替開講を5月末に実施する予定であったが、実施が困難なため、3月末修了者と同様に課題提出で5月末修了とすることを認めた。

その他理事会を书面決議で実施し、向上委員会は開催中止とした。

(提案内容)

別添「第1号議案」令和元年度事業報告書のとおり

令和元年度 (一社) 山口県介護支援専門員協会 事業報告書

I 組織体制

1 会員の状況 1, 493人 (令和2年3月31日現在)

(内訳)

・岩国市	170人	・柳井広域	87人	・周防大島	29人
・周南市	142人	・下松市	90人	・光市	40人
・防府市	143人	・山口市	130人	・宇部市	143人
・山陽小野田市	69人	・美祢市	53人	・下関市	287人
・長門地域	44人	・萩広域	66人		

2 日本介護支援専門員協会への入会状況

令和元年度会員数 1, 493人 (令和2年3月31日現在)

(内訳)

令和元年度新規入会者数 155人

平成30年度からの継続会員数 1, 338人 (平成30年度会員数 1, 511人)

II 研修に関する事業

1 ケアマネジメント研究大会の開催

期 日	令和元年10月26日 (土)
場 所	山口県セミナーパーク 講堂
参加者	135人 (会員125人、非会員10人)
内 容	基調講演

「在宅医療で学んだこと」

講師 安川診療所 院長 安川修

研究発表

・ICTを用いた業務改善

光富士白苑居宅介護支援事業所 (光市) 棟近俊昭

・生活支援サービスが支える地域の暮らし

～「生活ニーズの検討」～

長門市地域介護支援専門員連絡協議会 (長門市) 大野陽子

・インフォーマルサービスに対する介護支援専門員の意識

防府介護支援専門員協会 地域支援部 (防府市) 賀谷教和

座長 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 理事 杉本幸子

助言者 安川診療所 院長 安川修

シンポジウム

「その人らしい人生を支える、考える」

シンポジスト 一般社団法人 山口県薬剤師会 理事 川上英宏

山口県訪問看護ステーション協会 会長 柴崎恵子

指定居宅介護支援事業所げんき 管理者 福井治枝

コーディネーター 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 常任理事 山本誠

コメンテーター 安川診療所 院長 安川修

2 令和元年度介護支援専門員実務研修の開催

期 日 令和元年12月21日 (土)～令和2年3月3日 (火)

新型コロナウイルス感染症により県内発症者が確認されたことに伴い11日目以降延期となり、収束見込みが立たないため全員課題提出することで修了となる。

場 所 参 加 者 内 容	<p>山口県セミナーパーク 社会福祉研修室、大研修室 126人（年度内修了者：41人 5月末修了予定者85人） 1日目（12月21日（土））講習 講義「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」 講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦 講義「ケアマネジメントのプロセス」 講師 済生会貴船地域ケアセンター 相談科長 大瀬良泰三 2日目（12月22日（日））講習 講義「ケアマネジメントに係る法令等の理解」 講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橋康彦 講義「自立支援のためのケアマネジメントの基本」 講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一 3日目（12月24日（火））講習 講義「相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎」 「利用者多くの種類の専門職等への説明及び合意」 講師 特別養護老人ホーム はまゆう苑 課長 松谷法史 講義「実習オリエンテーション」 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀 4日目（1月9日（木））講習 講義「①受付及び相談並びに契約」 「②アセスメント及びニーズの把握の方法」 講師 特別養護老人ホーム つづみ園 主任介護支援専門員 松田俊也 5日目（1月10日（金））講習 講義「③居宅サービス計画等の作成」 講師 老人保健施設 みのり苑居宅介護支援事業所 管理者 山本誠 「④サービス担当者会議の意義及び進め方」 講師 下松市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 管理者 山本亜紀 6日目（1月18日（土））講習 講義「⑤モニタリング及び評価」 講師 居宅介護支援事業所あさ紫苑 管理者 堀田慎一郎 講義「実習オリエンテーション」 講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀 7日目（1月19日（日））講習 講義「地域包括ケアシステム及び社会資源」 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」 講師 山陽小野田市高齢福祉課主査兼地域包括支援センター 所長 荒川智美 講義「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」 講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太 8日目（2月19日（水））講習 講義「ケアマネジメントの展開①基礎理解」 「②脳血管疾患に関する事例」 講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子 9日目（2月20日（木））講習 講義「介護支援専門員資格登録等について」 講師 山口県長寿社会課地域包括ケア推進班 主任主事 上野大輔 講義「③認知症に関する事例」 講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子 10日目（3月3日（火））講習 講義「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」 講師 松井介護支援事務所 管理者 松井康博</p>
---------------------	---

3 平成31年度介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・再研修 春開催

期 日 令和元年5月31日（金）～令和元年8月5日（月）
場 所 山口県セミナーパーク 講堂、大研修室、社会福祉研修室
参加者 170人 A86人 B84人（修了者：166人）
内 容 1日目（5月31日（金））講習
講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」
「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」
「ケアマネジメントに係る法令等の理解」
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
2日目（A6月7日（金）、B14日（金））講習
講義 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一
3日目（A6月8日（土）、B15日（土））講習
講義 「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」
「地域包括ケアシステム及び社会資源」
講師 山陽小野田市高齢福祉課主査兼地域包括支援センター 所長 荒川智美
4日目（A6月22日（土）、B29日（土））講習
講義 「ケアマネジメントの展開①基礎理解」
「②脳血管疾患に関する事例」
講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子
5日目（A6月23日（日）、B30日（土））講習
講義 「③認知症に関する事例」
講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子
6日目（B7月3日（水）、A8日（月））講習
講義 「④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」
講師 松井介護支援事務所 管理者 松井康博
7日目（B7月4日（木）、A9日（火））講習
講義 「⑤内臓の機能不全に関する事例」
講師 山口県民共済生活協同組合 福祉事務局課長 杉原須美江
8日目（B7月20日（土）、A21日（日））講習
講義 「⑥看取りに関する事例」
講師 済生会下関総合病院 在宅ケア科・居宅介護支援事業所
介護支援専門員 首藤悦子
9日目（B8月3日（土）、5日（月））講習
講義 「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」
講師 ながやす介護ステーション 管理者 岩神亜紀

4 令和元年度介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・再研修 冬開催

期 日 令和2年1月17日（金）～令和2年2月27日（木）
新型コロナウイルス感染症により県内発症者が確認されたことに伴い6日目以降延期となり、収束見込みが立たないため全員課題提出することで修了となる。
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 57人（+昨年度未受講者3人）（年度内修了者：6人 5月末修了予定者：54人）
内 容 1日目（1月17日（金））講習
講義 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」
「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」
「ケアマネジメントに係る法令等の理解」
講師 済生会山口地域ケアセンター 副施設長 橘康彦
2日目（1月22日（水））講習
講義 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」
講師 みどり園居宅介護支援事業所 管理者 二井隆一

3日目（2月1日（土））講習
講義 「地域包括ケアシステム及び社会資源」
「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」
講師 山陽小野田市高齢福祉課主査兼地域包括支援センター 所長 荒川智美
講義 「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」
講師 防府東地域包括支援センター センター長 佐々木啓太
4日目（2月26日（水））講習
講義 「ケアマネジメントの展開①基礎理解」
「②脳血管疾患に関する事例」
講師 松寿苑居宅介護支援事業所 管理者 田村則子
5日目（2月27日（木））講習
講義 「③認知症に関する事例」
講師 リライブルケア合同会社松本ケアマネジメント 代表社員 松本麻子

<研修振返り会議・打合せ会議>

【第1回】更新研修（実務経験なし）・再研修

期 日 令和元年10月15日（火）
場 所 社会福祉会館 2階第3会議室
出席者 8人

【第1回】実務研修

期 日 令和元年11月30日（土）
場 所 社会福祉会館 事務局
出席者 5人

【第2回】

期 日 令和元年12月24日（火）
場 所 山口県セミナーパーク研修室207
出席者 5人

<介護支援専門員実務研修見学実習指導者説明会>

期 日 令和元年11月13日（水）
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
講 師 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 常任理事 岩神亜紀

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画書の書き方研修会の開催

期 日 平成31年 4月23日（火）
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 117人
講 師 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦

6 実務事務研修会の開催

期 日 2日間：令和元年 5月25日（土）、28日（火）
場 所 山口県セミナーパーク社会福祉研修室、大研修室
参加者 92人
講 師 訪問看護ステーションつくし 居宅介護支援部門 管理者 松井清之

7 研究の進め方研修会の開催

期 日 令和元年 8月 3日（土）
場 所 山口県セミナーパーク 研修室205
参加者 19人
講 師 山口大学大学院医学系研究科 教授 山根俊恵

- 8 相談支援専門員との連携に必要な知識と条件研修会の開催
 期 日 令和元年 6月 1日 (土)
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 121人
 講 師 社会福祉法人大崎福祉会 指定障害福祉サービス事業所ふれあい工房
 所長 池本善典
- 9 施設における老衰終末期の支援研修会の開催
 対象者 特別養護老人ホームなど、グループホーム・小規模多機能など、老人保健施設など
 期 日 令和元年 ①6月20日(木)、②6月26日(水)、③7月21日(日)
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室206
 参加者 ①19人、②20人、③31人
 講 師 ①介護老人保健施設あやめの里 作業療法士 都甲幹太
 ②看護小規模多機能型居宅介護そらり 施設長 山根峯子
 ③社会福祉法人鹿野福祉会 総務課長 藤本真樹
- 10 スーパーバイザー養成研修(基礎編)の開催
 期 日 令和元年 7月13日(土)、14日(日)
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室202
 参加者 34人
 講 師 一般社団法人 福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院
 地域医療連携室 課長(医療ソーシャルワーカー) 梅田真嗣
- 11 訪問看護活用の手引き研修会の開催
 期 日 令和元年10月14日(月・祝)午前
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室103
 参加者 56人
 講 師 山口県訪問看護ステーション協議会 会長 柴崎恵子
- 12 在宅看取りのための医療・介護連携研修会の開催
 期 日 令和元年10月14日(月・祝)午後
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室103
 参加者 64人
 講 師 あめやまクリニック 院長 飴山晶
- 13 令和元年度 講師指導者養成研修会の開催
 期 日 令和元年11月13日(水)
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 19人
 講 師 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 会 長 二井隆一
 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 副会長 橘康彦
 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 理 事 山本亜紀
- 14 スーパーバイザー養成研修(実践編)の開催
 期 日 令和2年 2月8日(土)、9日(日)
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室205
 参加者 38人
 講 師 一般社団法人 福岡県社会保険医療協会 大牟田天領病院
 地域医療連携室 課長(医療ソーシャルワーカー) 梅田真嗣

- 15 介護支援専門員が担う緩和ケア研修会の開催
 期 日 令和2年 2月16日(日)
 場 所 山口県セミナーパーク 研修室101
 参加者 36人
 講 師 総合病院山口赤十字病院 医療社会事業部 地域医療推進課
 医療ソーシャルワーカー 橘直子
- 16 苦情解決に役立つ知識と介護支援専門員の役割研修会の開催
 期 日 令和2年 2月25日(火)午前
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 63人
 講 師 宇部フロンティア大学短期大学部 保育学科 学科長教授 近藤鉄浩
- 17 生活困窮者の理解と支援を学ぶ研修会の開催
 期 日 令和2年 2月25日(火)午後
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 75人
 講 師 山口県厚政課 主任主事 村田一紘
- 主任介護支援専門員更新研修受講要件研修
- 18 災害時ケアマネジメント研修会の開催
 期 日 令和元年 7月12日(金)
 場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
 参加者 119人
 講 師 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 常任理事 災害支援ケアマネジャー
 ケアプランサービスけやき 管理者 清尾雅幸
- 19 指導事例を扱うSV研修会①の開催
 期 日 令和元年 9月11日(水)
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 109人
 講 師 社会福祉法人 幸洋福祉会 居宅サービス統括責任者・居宅介護支援室主任
 松寿苑指定居宅介護支援事業所管理者 主任介護支援専門員 田村則子
- 20 指導事例を扱うSV研修会②の開催
 期 日 令和元年11月 9日(土)
 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 106人
 講 師 県立広島大学 保健福祉学部人間福祉学科 教授 金子努
- 21 指導事例を扱うSV研修会③の開催
 期 日 令和元年12月 7日(土)
 場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
 参加者 98人
 講 師 一般社団法人福岡県社会保険医療協会 社会保険大牟田天領病院
 地域医療連携室 課長(医療ソーシャルワーカー) 梅田真嗣
- 22 老年期心理学と支援者の心構え研修会の開催
 期 日 令和元年 9月16日(月・祝)
 場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
 参加者 125人
 講 師 西九州大学 健康福祉学部 社会福祉学科 学科長 教授 滝口真

23 若年性認知症研修会の開催

期 日 令和元年 9月27日(金) 午前
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 135人(終日参加で修了証明書発行)
講 師 医療法人水の木会 下関病院 精神科医 中山寛人

24 レビー小体型認知症研修会の開催

期 日 令和元年 9月27日(金) 午後
場 所 山口県セミナーパーク 大研修室
参加者 135人(終日参加で修了証明書発行)
講 師 医療法人水の木会 下関病院 精神科医 中山寛人

III 委託に関する事業

介護支援専門員研修向上委員会の開催 ※第3回中止

【第1回】

期 日 平成31年 4月19日(金)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第4会議室
出席者 委員：8名 オブザーバー：5名
協議事項 補講の取扱いについて
研修記録シートの集計方法、周知について
平成30年度実務研修、実務なし・再研修の修了評価について
講師・指導者養成研修について
主任介護支援専門員の資格喪失要件の変更について

【第2回】

期 日 令和元年10月15日(火)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出席者 委員：8名 オブザーバー：3名
協議事項 各法定研修の進捗状況について
・他県からの研修受入れについて
・研修の一部を受講できなかった場合の取扱いについて
研修記録シートの集計方法、周知について
講師指導者養成研修について
特定一般教育訓練制度の活用について

ケアプラン点検事業(山口市)

アドバイザー養成研修会

期 日 令和元年 7月23日(火)
場 所 山口県セミナーパーク 社会福祉研修室
参加者 18名(認定証交付者)
講 師 公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 常任理事 松永幸代
公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 常任理事 清尾雅幸

ケアプラン点検

点検実施期間 前期：令和元年 9月から令和元年11月末まで
後期：令和元年12月から令和2年 2月末まで
点検件数 前期： 7事業所34件
後期： 8事業所16件
点検者 前期：17人 後期：8人

IV 調査・研究に関する事業

1 研究のための環境整備

- (1) 調査指導者の登録制度の確立。平成29年度より県協会において研究指導者の登録制度を設け、研究指導者は、山口県ケアマネジメント研究大会研究発表者の研究にかかる技術的支援と、抄録、発表原稿作成から研究終了までの指導を行う。

- (2) 令和2年度からの研究大会研究発表に伴う審査規程とし、新たに倫理審査規程を設置
- (3) 研究計画書が作成できることを目的とした研修企画の検討（研究目的や背景、目的を達成するための研究方法の選択）

2 調査研究部としての研究計画の取組み

V 広報・情報提供

- 1 山口県介護支援専門員協会ホームページの運営、運用。（会員外でも閲覧が可能）
<https://www.y-cma.jp/>
- 2 山口県介護支援専門員協会だよりの発行
第1号 令和元年 8月31日発行
第2号 令和2年 2月 1日発行
- 3 メールマガジンの配信
- 4 スマートフォンアプリの運用

VI 関係機関・団体との協働連携

- 1 会長、副会長等が関係機関団体の各種委員会の委嘱を受け、会議等に出席した。
 - (1) 山口県介護保険関係団体連絡協議会 役員会・総会
(平成31年5月8日(水)) 事務局 長
 - (2) 山口県社会福祉協議会評議員会
(平成30年11月20日～令和2年会計年度にかかる定時評議委員会の終結時まで)
二井隆一 会長
 - (3) 山口県訪問看護推進協議会
(令和元年12月1日～令和2年3月31日) 二井隆一 会長
 - (4) 山口県介護保険研究大会 実行委員会
(令和元年4月1日～令和2年3月31日) 森永幸宏 理事
 - (5) 山口県医療審議会
(令和元年10月1日～令和2年9月30日) 橋康彦 副会長
 - (6) 福祉サービス等調整計画検討委員会
(平成31年4月1日～令和3年3月31日) 橋康彦 副会長
 - (7) 山口県高齢者保健福祉推進会議
(平成29年7月1日～令和2年6月30日) 二井隆一 会長
 - (8) 山口県地域包括定着支援センター協議会理事
(令和元年9月20日(金)) 橋康彦 副会長
 - (9) 福祉研修センター運営委員会
(令和2年1月20日～令和4年1月19日) 橋康彦 副会長
 - (10) 山口市すこやか長寿対策審議会
(平成31年4月1日～令和4年3月31日) 高井佳代子 氏
 - (11) 令和元年度第1回介護労働懇談会
(令和元年7月29日(月)) 二井隆一 会長
 - (12) 郡市介護保険担当理事・ケアマネ・訪問看護師
との合同協議会
(令和元年10月17日(木)) 二井隆一 会長
橋康彦 副会長

2 各地域連絡協議会会議、研修等への協力及び参加

- (1) 催しへの参加、広報活動（組織総務部）
美祢市介護支援専門員協会との共催「美祢市福祉の市」（令和元年10月20日(日)）

3 日本介護支援専門員協会諸会議等への参加

- (1) 日本介護支援専門員協会会議への参加
【第11回定時社員総会】
期 日 令和元年 6月23日(日)
場 所 鉄鋼会館

出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
二井隆一会長（代議員） 松谷法史副会長（代議員）
岩神亜紀常任理事（代議員） 山本誠常任理事（代議員）

【監事監査会】

期 日 令和元年 5月14日(火)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出席者 佐々木啓太監事（常任理事）

【理事会】

期 日 (第1回) 令和元年 5月17日(金)
場 所 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 佐々木啓太監事（常任理事）
橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
期 日 (第2回) 令和元年 9月13日(金)
場 所 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
期 日 (第3回) 令和元年12月13日(金)
場 所 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
期 日 (第4回) 令和2年 3月13日(金)
場 所 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）

【常任理事会】

期 日 (第1回) 平成31年4月12日(金)
(第2回) 平成31年4月26日(金) WEB 会議
(第3回) 令和元年 5月17日(金)
(第5回) 令和元年 6月14日(金)
(第6回) 令和元年 6月23日(金)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出席者 佐々木啓太監事（常任理事）

【支部長会議】

期 日 (第1回) 令和元年 8月30日(金)
場 所 徳島グランヴィリオホテル
出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
二井隆一会長（支部長）
期 日 (第2回) 令和2年 2月14日(金)
場 所 御茶ノ水カンファレンスセンター
出席者 橋康彦副会長（中国ブロック選出理事）
二井隆一会長（支部長）

【総務・組織・会員委員会】

期 日 (第1回) 令和元年10月 8日(火)
(第2回) 令和2年 1月30日(木)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出席者 二井隆一会長（副委員長）

【組織・会員担当者全国会議】

期 日 (第1回) 令和元年11月 8日(金)
場 所 TKP 神田ビジネスセンター
出席者 二井隆一会長（副委員長）

【生涯学習委員会】

期 日 (第1回) 令和元年 6月 2日 (日)
(第3回) 令和元年 12月 25日 (水)
令和2年 2月 5日 (水) WEB シラバス検討会
(第4回) 令和2年 2月 11日 (火)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出 席 者 佐々木啓太監事 (委員)

【介護保険制度・報酬委員会】

期 日 (第1回) 平成31年 4月 23日 (火)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出 席 者 佐々木啓太監事 (部会長)

【地域包括支援センター一部会】

期 日 (第1回) 令和元年 9月 29日 (日)
(第2回) 令和元年 12月 21日 (土)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出 席 者 佐々木啓太監事 (常任理事)

【広報委員会】 川柳コンテスト作品選定 WEB 会議

期 日 令和元年 6月 5日 (水)
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出 席 者 佐々木啓太監事 (常任理事)

【システム打ち合わせ】

期 日 (第1回) 平成31年 4月 8日 (月)
(第2回) 平成31年 4月 19日 (金) WEB
(第3回) 令和元年 5月 16日 (木) WEB
(第4回) 令和元年 5月 23日 (木) WEB
場 所 日本介護支援専門員協会会議室
出 席 者 佐々木啓太監事 (常任理事)

(2) 第15回 (一社) 日本介護支援専門員協会 全国大会実行委員会への参加

期 日 (第1回) 令和元年 7月 5日 (金) ※中国ブロック会議兼
(第2回) 令和元年 11月 15日 (金)
場 所 (第1、2回) YIC スタジオ 4階 404教室
出 席 者 二井隆一会長 橘康彦副会長 松谷法史副会長
山本誠常任理事 岩神亜紀常任理事 津田桂揮常任理事
佐々木啓太監事

5 他団体主催の各種研修会等にて、共催及び後援をした。

- (1) 「在宅医療推進フォーラム」に共催
(一社) 山口県医師会)
- (2) 地域包括ケアシステムに活かす、リフレクティングを学ぼう！研修会に後援
(主催：リフレクティング研究会@YAMAGUCHI)
- (3) 第9回「見える事例検討会」に後援
(主催：一社) 防府薬剤師会)
- (4) 「認知症ケア特別講演会」に後援
(主催：認知症ケア専門士会)
- (5) 「第2回山口県認知症カフェサミット」に後援
(主催：公益社団法人 認知症の人と家族の会)

- (6) 令和元年度山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に後援
(主催：山口県高次脳機能障害リハビリテーション講習会実行委員会)
- (7) 山口県相談支援専門員協会第2回研修会に後援
(山口県相談支援専門員協会)
- (8) 「介護の日」記念イベントに後援
(主催：一般社団法人 山口県介護福祉士会周南ブロック)
- (9) 「難病支援シンポジウム IN 山口」に後援
(日本ALS協会山口県支部)
- (10) 「ソーシャルワーク力向上研修会」に後援
(一社) 山口県社会福祉士会)
- (11) 令和元年度山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会職員研修に後援
(主催：山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会)
- (12) 「エンドオブライフ・ケア援助者養成基礎講座 in 山口」に後援
(ELC山口ファシリテーター・グループ)

VII 会の運営

1 代議員総会の開催

期 日	令和元年 5月19日(土)
場 所	山口県社会福祉会館4階 大ホール
出席者	63人(うち委任状出席19人)
報告事項	ケアプラン点検事業について
上程議案	第1号議案 平成30年度事業報告について 第2号議案 平成30年度決算報告について 第3号議案 理事辞任に伴う後任者の選任について 第4号議案 令和元年度事業計画(案)について 第5号議案 令和元年度収支予算(案)について 第6号議案 会費規則の変更について

2 理事会の開催

【第1回】

期 日	平成31年 4月20日(土)
場 所	山口県社会福祉会館2階 第2会議室
出席者	24人
内 容	平成30年度事業報告について 平成30年度決算報告について 平成31年度事業計画(案)、収支予算(案)について 各部の活動状況について 理事辞任に伴う後任の選任について 賛助会員の承認について

【第2回】

期 日	令和元年 7月27日(土)
場 所	山口県社会福祉会館2階 第2会議室
出席者	25人
内 容	倫理審査規程の設置について 各部会の活動状況について ケアマネジメント研究大会について 全国大会について

【第3回】

期 日	令和元年10月12日(土)
場 所	維新百年記念公園 維新大晃アリーナ2階 図書室
出席者	20人
内 容	各部会の活動状況について ケアマネジメント研究大会について

永年表彰者の承認について
令和2年度入会者に係る入会手続き等について
全国大会について

【第4回】新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い書面決議

期 日 令和2年 2月29日(土)
内 容 令和2年度事業計画案について
令和2年度収支予算案について
次期改選に伴う役員・代議員の選出について

4 常任理事会の開催

【第1回】

期 日 平成31年 4月15日(月)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 8人
内 容 平成30年度事業報告について
平成30年度収支決算について
平成31年度事業計画(案)、収支予算(案)について
各部会の活動状況について
ケアマネジメント研究大会について
全国大会について

【第2回】

期 日 令和元年 7月12日(金)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 7人
内 容 倫理委員会の立上げについて
各部会の活動状況について
ケアマネジメント研究大会について
全国大会について

【第3回】

期 日 令和2年 2月18日(火)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 7人
内 容 ・令和元年度予算執行状況について
各部会の活動状況、次年度計画について
令和2年度事業計画・予算案について
令和2年度入会手続き・運用について
次期改選に伴う役員・代議員の選出について

5 部会の開催

(1) 組織総務部会の開催

【第1回】

期 日 平成31年 4月20日(土)
場 所 山口県社会福祉会館2階 第3会議室
出 席 者 6人
内 容 大会までのスケジュールについて
大会プログラムについて
研究発表地域について

【第2回】

期 日 令和元年 7月27日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 5人
内 容 ケアマネジメント研究大会について
災害対応マニュアルについて

【第3回】

期 日 令和元年10月12日(土)
場 所 山口県維新百年記念公園 維新大晃アリーナ 図書室
出 席 者 7人
内 容 ケアマネジメント研究大会について
美祢市福祉の市について
災害対応マニュアルについて

【第4回】

期 日 令和2年1月28日(火)
場 所 特別養護老人ホームはまゆう苑
出 席 者 7人
内 容 令和2年度事業計画について
令和2年度ケアマネジメント研究大会について
災害対応マニュアルについて

(2) 広報事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成31年 4月20日(土)
場 所 山口県社会福祉会館 2階 第4会議室
出 席 者 5人
内 容 今年度 広報事業部の活動について
平成31年度第1回広報誌の発行について

【第2回】

期 日 令和元年11月30日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 5人
内 容 広報誌の発行について
・発行までのスケジュール等
・原稿、広告等について

(3) 調査研究部会の開催

【第1回】

期 日 令和元年 5月18日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 研究のための環境整備について
調査研究部としての研究の取組みについて

【第2回】

期 日 令和元年 7月27日(土)
場 所 山口県社会福祉会館4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 倫理審査規程の設置について
研究の進め方研修会の内容協議について

【第3回】

期 日 9月6日(金)
場 所 山口県立大学学術情報センター
出 席 者 5人
内 容 研究計画審査倫理チェック研修

(4) 公益事業部会の開催

【第1回】

期 日 平成31年 4月13日(土)

場 所 山口県社会福祉会館 4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 今年度の活動内容について
ケアプラン点検事業と養成研修の内容について

【第2回】

期 日 令和元年 8月28日(水)
場 所 山口県社会福祉会館 4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 ケアプラン点検マッチング作業について

【第3回】

期 日 令和元年 11月30日(土)
場 所 山口県社会福祉会館 4階 事務局
出 席 者 4人
内 容 ケアプラン点検後期分のマッチングについて
次年度の点検事業について

【第4回】

期 日 令和2年 2月29日(土)
場 所 山口県社会福祉会館 4階 事務局
出 席 者 3人
内 容 ケケアプラン点検報告書の作成について
次年度の点検事業について

(5) 生涯研修部会の開催

【第1回】

期 日 令和元年 7月27日(土)
場 所 山口県社会福祉会館 2階 第4会議室
出 席 者 5人
内 容 各研修の進捗状況について
精神保健福祉士会との合同研修
次年度の研修企画について

【第2回】

期 日 令和元年 10月12日(土)
場 所 維新百年記念公園 維新大晃アリーナ 2階 図書室
出 席 者 6人
内 容 次年度研修企画(テーマ、講師)について
各研修の進捗状況について

【第3回】

期 日 令和元年 12月22日(日)
場 所 居宅介護支援事業所 元気
出 席 者 5人
内 容 次年度研修計画と役割分担について

5 各地域代表者会議の開催

【第1回】

期 日 令和元年 10月12日(土)
場 所 維新百年記念公園 維新大晃アリーナ 2階 図書室
出 席 者 20人
議 案 令和2年度入会者に係る入会手続き等について
ケアマネジメント研究大会、全国大会について
地域事務局の運営・体制について

第2号議案：令和元年度収支決算について

(提案理由)

定款第21条に基づき、令和元年度事業実施に伴う、決算報告について、別添のとおり作成したので、承認願いたい。

今回の各勘定科目の決算額と、予算額に対する比較増減は以下のとおりである。

決算概要

(1) 収入の部

当期収入合計は予算額27,371,000円から1,294,368円減額の26,076,632円となり、前年度繰越金収入をあわせた、44,492,053円が収入合計となっている。

- ①会費収入の181,000円の減額（正会員、賛助会員の減による減額）
- ②受託金収入の313,000円の減額（コロナウイルス感染拡大対策のため、開催回数の減による減額）
- ③助成金収入の142,590円の増額（勇美記念財団の研究大会助成による増額）
- ④寄付金収入の13,500円の増額（組織総務部、岩国市会員（永年表彰者）の寄付による増額）
- ⑤事業収入の956,393円の減額（自主研修、広告、手数料収入の減による減額）

(2) 支出の部

当期支出合計は予算額27,151,000円から3,231,092円減額の23,919,908円となり、当期収支差額が2,156,724円となるため、次期繰越金差額が20,572,145円となっている。

※コロナウイルス感染対策により会議、研修会の中止・延期に伴うため

- ①事務費総額の1,177,917円の減額（主に会議費、役職員旅費の減額）
- ②事業費総額の1,994,435円の減額（主に事業謝金、事業旅費、事業賃借料の減額）
- ③全国大会運営費の53,740円の減額

(3) 貸借対照表、残高証明書は別添資料に記載のとおり

4月20日付けで監事の監査を受け、別添資料のとおり監査報告とする。

(提案内容)

別添「第2号議案」令和元年度事業決算書のとおり

第2号議案

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
令和元年度 収支計算書

1 収入 総 額 44,492,053 円
1 支出 総 額 23,919,908 円
1 収 支 差 引 残 高 20,572,145 円(次年度への繰越)

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日
(単位:円)

収入の部

勘 定 科 目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘 要
会費収入	5,160,000	4,979,000	△ 181,000	
正会員	4,560,000	4,479,000	△ 81,000	@3,000×1493人
賛助会費	600,000	500,000	△ 100,000	@50,000×10企業
受託金収入	1,325,000	1,012,000	△ 313,000	
受託金収入	1,325,000	1,012,000	△ 313,000	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務1,012,000円
助成金収入	998,000	1,140,590	142,590	
助成金収入	998,000	1,140,590	142,590	平成30年度会員名簿管理手数料342,800円 平成30年度会員支部交付金(後期分)28,500円 令和元年度会員支部交付金(前期分)432,600円 中国ブロック会議に係る助成金36,690円 在宅医療助成勇美記念財団 中国ブロック大会助成金300,000円
寄付金収入	15,000	28,500	13,500	
寄付金収入	15,000	28,500	13,500	組織総務部広報活動費8,500円 ケアマネジメント研究大会に係る寄付金20,000円
事業収入	19,872,000	18,915,607	△ 956,393	
参加費収入	18,195,000	17,340,800	△ 854,200	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	977,000	995,225	18,225	ケアプラン点検事業費
広告収入	250,000	197,550	△ 52,450	広告掲載料
手数料収入	450,000	382,032	△ 67,968	日本協会テキスト販売手数料
雑収入	1,000	935	△ 65	
雑収入	1,000	935	△ 65	
当期収入合計(A)	27,371,000	26,076,632	△ 1,294,368	
前年度繰越金収入	18,415,000	18,415,421	421	
収入合計(B)	45,786,000	44,492,053	△ 1,293,947	

支出の部

(単位:円)

勘定科目	本年度 予算額	本年度 決算額	比較増△減	摘要
事務費	11,046,000	9,868,083	△ 1,177,917	
会議費(事務)	1,860,000	1,248,720	△ 611,280	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	960,000	457,824	△ 502,176	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	5,920,000	6,030,395	110,395	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	190,000	106,876	△ 83,124	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	151,000	216,490	65,490	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	650,000	624,933	△ 25,067	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	130,000	100,154	△ 29,846	振込手数料、残高証明書、IB手数料
賃借料(事務)	330,000	323,786	△ 6,214	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80,000	75,450	△ 4,550	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45,000	45,000	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360,000	293,680	△ 66,320	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	360,000	285,297	△ 74,703	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	10,000	59,478	49,478	記念品・交際費等
事業費	15,880,000	13,885,565	△ 1,994,435	
事業広報費	240,000	186,480	△ 53,520	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	4,840,000	3,703,013	△ 1,136,987	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費
事業旅費	470,000	235,820	△ 234,180	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	5,820,000	5,655,858	△ 164,142	事業に係る人件費
事業消耗品費	340,000	556,808	216,808	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	1,030,000	975,702	△ 54,298	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	590,000	496,082	△ 93,918	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	80,000	78,800	△ 1,200	昼食代
事業賃借料	1,210,000	915,101	△ 294,899	研修会場代等
事業図書費	50,000	21,720	△ 28,280	書籍購入
事業雑費	110,000	85,921	△ 24,079	諸費
業務委託費	110,000	170,360	60,360	法定研修受講管理にかかる業務費
福祉増進費	200,000	0	△ 200,000	災害等に係る義援金
活動助成費	790,000	803,900	13,900	各地域協議会活動助成費
全国大会運営費	220,000	166,260	△ 53,740	実行委員会に係る経費
予備費	5,000	0	△ 5,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
当期支出合計(C)	27,151,000	23,919,908	△ 3,231,092	
当期収支差額(A-C)	220,000	2,156,724	1,936,724	
次期繰越差額(B-C)	18,635,000	20,572,145	1,937,145	

一般社団法人山口県介護支援専門員協会

貸借対照表

令和2年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
(資産)		(負債)	
普通預金	9,665,072	未払金	
定期預金	10,000,000	・リコージャパン： カウンター料、消耗品	47,212
未収金		・日本郵便料金後納： 3月分発送代	48,854
・山口県長寿社会課： 介護支援専門員研修向 上委員会運営事業受託 金	1,012,000	・サイボウズoffice： 3月分通信費	6,050
		・ソフトバンクモバイル： 3月分通信費	2,811
		未払金合計	104,927
		(純財産)	
未収金合計	1,012,000	繰越金	20,572,145
計	20,677,072	計	20,677,072

財産目録

令和2年3月31日現在
(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
普通預金	9,665,072	未払金	104,927
定期預金	10,000,000		
山口銀行 県庁内支店 No5023901			
未収金	1,012,000		
資産合計	20,677,072	負債合計	104,927
差引正味財産			20,572,145

令和2年3月31日現在

残高証明書


一般社団法人山口県介護支援専門員協会

監査報告書

令和2年4月20日

一般社団法人山口県介護支援専門員協会
会長 二井 隆一 様

監事 佐々木 啓太 

監事 服部 恭弥 

私たち監事は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の業務執行状況及び財産の状況について、監査いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、本会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 収支計算書は、本会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、本会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 財産目録は、本会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。

第3号議案：理事及び監事の選任について

(提案理由)

理事、監事全員の任期満了に伴い、定款第35条に基づき、理事及び監事の選出について、別添のとおり御承認願いたい。

(任 期)

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(提案内容)

別添「第3号議案」役員名簿のとおり

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会役員名簿

令和2年5月23日～令和4年5月31日

役名	氏名	地域	〒	勤務先住所	勤務先	勤務先電話番号
重 任	木村 友和	岩国市	741-0092	岩国市多田3丁目101-5	岩国第二地域包括支援センター	0827-44-0700
	三井 栄三	岩国市	740-0032	岩国市尾津町1-19-10	サービス付き高齢者向け住宅 クローバーハウス尾津	0827-28-5602
	岩神 亜紀	柳井広域(会長枠)	742-1102	熊毛郡平生町平生村862-2	ながやす介護ステーション	0820-56-7890
	藤本 真樹	周南市	745-0816	周南市遠石2-10-16(旧ユル遠石A-202)	福祉まちなごラボコネクト・ワン	0834-21-1977
	小林 恵	周南市	745-0802	周南市大字栗屋792-1	くりや苑居宅介護支援事業所	0834-25-2800
	福井 治枝	下松市	744-0061	下松市大字河内2761-2	指定居宅介護支援事業所 げんき	0833-45-2200
	山本 亜紀	下松市	744-0078	下松市西町2-10-16	下松市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	0833-41-8880
	高島 晴紀	光市	743-0011	光市光井2-2-1	光市社会福祉協議会	0833-74-3060
	佐々木 啓太	防府市	747-0011	防府市岸津2-24-20	防府東地域包括支援センター	0835-27-0150
	橋 康彦	山口市(会長枠)	753-0061	山口市朝倉町4番55号	障害者支援施設なでしこ園	083-934-5200
	森永 幸宏	山口市	753-0215	山口市大内矢北5丁目10番1号	介護老人保健施設アーユス	083-927-8363
	山本 誠	山口市	754-0002	山口市小郡下郷862-3	老人保健施設みのり苑居宅介護支援事業所	083-974-1721
	末富 琢馬	宇部市	759-0094	宇部市ひらぎ台2丁目25-8	ひだまりねっと	0836-35-2141
	堀田 慎一郎	山陽小野田市	757-0006	山陽小野田市桜1丁目3-1	居宅介護支援事業所あさ紫苑	0836-71-1715
	中野 恵実	下関市	759-6604	下関市横野町3丁目16-35	安岡居宅介護支援事業所	083-259-7171
	松谷 法史	下関市	759-6604	下関市横野町3丁目15-10	特別養護老人ホームはまゆう苑	083-258-3800
	山本 史彦	下関市	750-0058	下関市金比羅町10-1	特別養護老人ホームフロイテ金比羅	083-227-2812
	上野 丘恵	長門市	759-4192	長門市東深川1339-2	長門市役所高齢福祉課 地域包括ケア推進室	0837-27-0035
	村重 綾	岩国市	740-0018	岩国市麻里布町2丁目1-9	(有)渡辺薬局在宅ケアサービス	0827-23-5188
	秋田 将利	柳井広域	742-1503	熊毛郡田布施町大字宿井406	特別養護老人ホーム たぶせ苑	0820-53-1294
寛 悦子	柳井広域	742-1402	熊毛郡上関町大字長島12-11	なぎさ居宅介護支援事業所	0820-62-1880	
下野 忍	周防大島	742-2806	大島郡周防大島町西安下庄3920-17	居宅介護支援事業所たちばな	0820-77-1000	
岡 美絵	周南市	745-8510	周南市東山町6番28号	徳山医師会居宅介護支援事業所	0834-27-4155	
賀谷 教和	防府市	745-0825	防府市新田604番地の6	衆さん家居宅介護支援事業所	0835-25-6788	
弘中 和恵	防府市	747-0041	防府市本橋町17-16	ケアパートナー 防府指定居宅介護支援事業所	0835-26-6767	
近藤 恵典	宇部市	759-0204	宇部市妻崎開作470-3	寿光園居宅介護支援事業所	0836-45-4226	
赤川 正幸	宇部市	755-0062	宇部市鶴の島町5-21	宇部市障害者生活支援センター	0836-38-8820	
杉山 千鶴子	美祿市	754-0602	美祿市秋芳町青景1873番地	在宅介護支援センター 青景園	0837-65-2265	
西田 知恵	下関市	752-0904	下関市員光字流河原1544	員光園居宅介護支援事業所	083-248-5117	
松本 麻子	下関市	750-0005	下関市唐戸町1-22-104	松本ケアマネジメント	083-242-2241	
石田 恵	萩市	758-0041	萩市江向413-1	都志見居宅介護支援事業所	0838-22-2811	
服部 恭弥	周南市	745-0012	周南市川端町1-11	ケアポート徳山	0834-21-0707	
二井 隆一	下関市	752-0928	下関市長府才川2丁目21-1	みどり園居宅介護支援事業所	083-248-0986	
新 任						
監 事						

第4号議案：令和2年度事業計画（案）について

（提案理由）

定款第21条に基づき、令和2年度事業計画について、別添のとおり執行いたしたく、御承認願いたい。

（補足）

令和2年度の事業計画案は、5つの重点目標を掲げ活動を行う。

◆新たな取り組み

- ・ウェブを活用した研修体系の導入

具体的には『研修に参加したいけれど、日々の業務に忙殺されて思うように時間が確保できない』という多くのケアマネの状況を考え、ウェブを活用しメイン会場とサテライト会場で研修のライブ配信を実施。これによりセミナーパークなど一カ所に集まる必要がなくなり、受講者の負担が軽減されます。

まずは独自研修で導入し、その後法定研修にも導入していきたいと考えます。

◆強化していく取り組み

- ・ケアプラン点検事業を山口市、下関市において実施。
- ・令和3年に控えた日本介護支援専門員協会 全国大会に向けた準備。
- ・会員の声を制度改正や協会運営に反映させるための会議やアンケートの実施。
- ・法定研修および自主研修の開催による、介護支援専門員の育成。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の事業計画は大きく変更する可能性がある。

（提案内容）

別添「第4号議案」令和2年度事業計画（案）のとおり

令和2年度 山口県介護支援専門員協会 事業計画（案）

【事業方針】

2000年に施行された介護保険制度とほぼ同時期に誕生した介護支援専門員も今年度で成人式を迎えます。

この20年間で利用者や介護者はもちろん、医療機関や地域住民から重要な職種として信頼され、広く認知されるようになりました。

しかし、一方で度重なる介護保険制度改正によって、運営基準等の厳格化、資格の更新制やペーパーワークの増大、医療や介護、貧困など複雑なニーズを抱えた利用者支援などにより負担を感じ、働きがいを見失っているケアマネジャーも多くなってきています。実際に介護支援専門員実務研修受講試験の受講者は減少傾向となり、介護支援専門員の人材確保、人材育成が困難になってきているという声を耳にします。

これからも我々が介護保険や地域包括ケアの要の職種として活躍し続け、そして多くの人たちから魅力ある職種として受け止められ、専門職として存在感を発揮し続けるには、「ケアマネジメント質の向上」と「介護支援専門員の負担軽減」を両輪としてケアマネ本来の働きがいを取り戻していくことが重要になってくると思います。

その実現のために、山口県介護支援専門員協会は5つの重点目標を掲げ、活動していきます。

1. 職能としての組織力強化
2. 地域協（議）会との連携、日本介護支援専門員協会との連携
3. 研修体系等の強化（ウェブを活用した新しい研修体系の構築）
4. 情報伝達機能、会員間ネットワークの強化
5. 事務局機能の強化

この5つの重点目標を実現していくため、事業計画に定める活動を着実に進め、介護支援専門員の社会的地位が少しでも向上し、社会的に認められる介護支援専門員となれるよう会員の皆様と共に活動してまいります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため介護支援専門員の皆様におかれましては、日々ご尽力されていることと思いますが、今後も利用者様や関係者の皆様、さらには介護支援専門員自身の安全と健康維持のため、引き続き取り組みをすすめていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の実業計画は大きく変更する可能性もありますが、何卒ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

【事業計画】

1. 組織力を高める活動（三役・組織総務部）

- ・本会と県内各地域協（議）会との情報交換のできる体制の整備
→理事会、地域代表者会議の開催
- ・会員数増員に対する、県内各地域協（議）会との情報交換・相互協力体制の強化
→会員数2千人を目指し、会員増員を図る
→地域協会への情報提供、アンケート等の協力体制構築、協働した活動の実施
- ・行政や議員との意見交換・情報交換を通じて、介護支援専門員に関する政策提言実施
- ・ケアマネジメント研究大会の準備、開催

- 研究内容の充実（調査研究部と連携）及び会員全員参加ができる楽しみのある活動の実践
- ・全国大会に向けての企画準備
- ・県内各関係団体との連携、団体・委員会等への役員派遣
- ・災害発生時の対応、災害発生時の対応方法を定めたマニュアルの整備

2. ケアマネのスキルアップ支援（生涯研修部）

- ・生涯研修体系確立のための、資質向上につながる独自研修会の開催
→ウェブを活用した研修の試験実施
- ・法定研修及び主任更新要件研修の開催
- ・他の法定研修の指定に向けた体制整備

3. 情報伝達、広報機能の充実（広報事業部）

- ・ホームページ・メールマガジンの効果的運用
- ・スマートフォンアプリの普及
- ・広報誌（山口県介護支援専門員協会だより）の発行による広報活動
- ・会員管理システムの検討

4. 公益活動（公益事業部）

- ・ケアプラン点検事業の実施
- ・アンケート等による会員からの意見集約および整理
- ・その他、公益事業の検討

5. 研究事業（調査研究部会）

- ・会員が研究に取り組みやすくなるための環境整備
→研究のための研修企画
（研究目的や背景、研究目的を達成するための研究方法の選択など）
→倫理審査規定に基づく審査
→調査指導者の登録制度の確立
（山口県立大学、山口大学、徳山大学、宇部フロンティア大学）
- ・介護支援専門員の社会的地位の向上に向けた調査研究の実施

6. 近県との連携、日本協会との連携（三役）

- ・広島県、島根県、岡山県、福岡県との連携強化・研修相互乗り入れの継続
- ・鳥取県との連携模索
- ・日本協会への意見提言（県協会として、地域の意見を日本協会への意見をしっかり伝える）。

◎ 役員会の運営・開催

- | | | | | | |
|---|-------|-----|---|-------|------------|
| 1 | 代議員総会 | 年1回 | 4 | 常任理事会 | 年4回 |
| 2 | 代表者会議 | 年1回 | 5 | 監査 | 年1回 |
| 3 | 理事会 | 年5回 | 6 | 部会 | 各部会年3～5回程度 |

第5号議案：令和2年度収支予算（案）について
・全国大会収支予算（案）

（提案理由）

定款第21条に基づき、令和2年度収支予算について、別添のとおり執行いたしたく、御承認願いたい。

（補足）

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、年度当初の研修会について開催見込みが立たないため中止とし、開催目途が立ち次第案内することとする。会議はweb、書面等に切替え実施するため、事業規模を縮小した予算計上となる。

予算概要

（1）収入の部

当期収入合計は前年度予算額27,371千円から503千円減額の26,868千円となり、前年度繰越金収入20,572千円をあわせた、47,440千円が収入合計となっている。

- ①会費収入の460千円の減額（正会員、賛助会員の減による減額）
- ②受託金収入の95千円の増額（消費増税による増額）
- ③助成金収入の104千円の減額（ブロック会議助成金の減による減額）
- ④寄付金収入の増減なし
- ⑤事業収入の34千円の減額（参加費収入の減による減額）

（2）支出の部

当期支出合計は前年度予算額27,151千円から2,394千円増額の29,545千円となり、当期収支差額が2,678千円減額となるため、次期繰越金差額が17,894千円となっている。

なお、令和3年度全国大会の開催準備に伴い、経費の一部（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）を特別会計支出として令和2年度中に支出するため減額となる。

千人規模での実施を計画しているため、各地域から多数参加いただけるよう、会員への声かけ、周知等の協力をお願いする。

※別添全国大会収支予算（案）参照。

- ①事務費総額の816千円減額（主に会議費、役職員旅費の減額）
- ②事業費総額の215千円増額（主に事業謝金の増額）
- ③全国大会運営費の2,995千円増額（全国大会準備経費の増額）

（提案内容）

別添「第5号議案」令和2年度収支予算（案）のとおり

第5号議案

令和2年度 収支予算(案)
一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

自 令和2年4月 1日
至 令和3年3月31日

収入の部

(単位:千円)

勘定科目	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	比較増△減	摘要
会費収入	4,700	5,160	△ 460	
正会員	4,200	4,560	△ 360	@3,000×1,400人
賛助会費	500	600	△ 100	@50,000×10企業
受託金収入	1,420	1,325	95	
受託金収入	1,420	1,325	95	介護支援専門員研修向上委員会に係る業務
助成金収入	894	998	△ 104	
助成金収入	330	343	△ 13	令和元年度会員名簿管理手数料
	18	29	△ 11	令和元年度会員支部交付金(後期分)
	426	426	0	令和2年度会員支部交付金(前期分)
	120	200	△ 80	中国ブロック会議に係る助成金
寄付金収入	15	15	0	
寄付金収入	15	15	0	組織総務部広報活動費
事業収入	19,838	19,872	△ 34	
参加費収入	16,297	18,195	△ 1,898	研修等参加費
ケアプラン点検事業収入	2,941	977	1,964	ケアプラン点検事業費
広告収入	200	250	△ 50	広告掲載料
手数料収入	400	450	△ 50	日本協会テキスト販売代等
雑収入	1	1	0	
雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	26,868	27,371	△ 503	
前年度繰越金収入	20,572	18,415	2,157	
収入合計(B)	47,440	45,786	1,654	

支出の部

(単位:千円)

勘定科目	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	比較増△減	摘要
事務費	10,230	11,046	△ 816	
会議費(事務)	1,200	1,860	△ 660	会議・打ち合せに係る謝金、旅費、昼食代等
役職員旅費(事務)	500	960	△ 460	会議・出張等に係る旅費
人件費(事務)	5,950	5,920	30	給料・社会保険料・福利厚生費
消耗品費(事務)	140	190	△ 50	コピー用紙・文房具等・パソコン
印刷製本費(事務)	220	151	69	総会・会議等案内資料印刷費・カウンター料
通信運搬費(事務)	575	650	△ 75	電話・インターネット・送料・切手代
支払手数料(事務)	345	130	215	振込手数料、残高証明書、IB・会員管理手数料
賃借料(事務)	430	330	100	複合機リース料・会場代
租税公課(事務)	80	80	0	市県民税・印紙代、収入印紙代
諸会費(事務)	45	45	0	協議会会費
支払報酬(事務)	360	360	0	税理士・司法書士等の報酬
共益費(事務)	335	360	△ 25	電気・水道・ガス代等
雑費(事務)	50	10	40	記念品・交際費等
事業費	16,095	15,880	215	
事業広報費	240	240	0	ホームページ維持管理料・協会だより
事業謝金	5,410	4,840	570	研修会に係る講師謝金・旅費・宿泊費、ケアプラン点検者謝金
事業旅費	195	470	△ 275	研修会に係る協力員旅費・日当、事務員の旅費
事業人件費	5,895	5,820	75	事業に係る人件費
事業消耗品費	520	340	180	研修会用物品購入代
事業印刷製本費	1,055	1,030	25	研修会資料印刷代等
事業通信運搬費	780	590	190	協会だより、研修に係る発送料他、パンフレット同封手数料
事業会議費	70	80	△ 10	昼食代
事業賃借料	1,085	1,210	△ 125	研修会場代等
事業図書費	50	50	0	書籍購入
事業雑費	105	110	△ 5	諸費
業務委託費	160	110	50	
福祉増進費	200	200	0	災害等に係る義援金
活動助成費	330	790	△ 460	各地域協議会活動助成費(名簿管理手数料)
全国大会運営費(特別会計支出)	3,215	220	2,995	全国大会に係る準備経費(印刷製本費、通信運搬費等)
予備費	5	5	0	
予備費	5	5	0	
当期支出合計(C)	29,545	27,151	2,394	
当期収支差額(A-C)	△ 2,678	220	△ 2,897	
次期繰越差額(B-C)	17,894	18,635	△ 740	

第15回 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
全国大会 in 山口 収支予算

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

収入の部

(単位：円)

科 目		本年度 予算額	摘 要
大区分	中区分		
1 参加費収入	1 参加費収入	8,200,000	参加費（会員）@ 8,000×950名 7,600,000 参加費（一般）@12,000× 50名 600,000
2 協賛等収入	1 出展料収入 2 広告収入	2,270,000	出展料 @ 30,000×20社 600,000 大会誌広告収入 1,670,000
3 補助金収入	1 補助金収入	1,200,000	日本協会補助金 1,000,000 山口観光コンベンション協会助成 200,000
4 懇親会参加費	1 参加費収入	2,400,000	参加費@ 8,000×300名 2,400,000
収入合計		14,070,000	

支出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	摘 要
大区分	中区分		
事業費支出	1 諸謝金	720,000	講師、司会者、アトラクション謝金
	2 旅費交通費	660,000	講師、司会者、アトラクション旅費、宿泊費
		1,277,000	実行委員日当・旅費、宿泊費
	3 消耗品費	480,000	看板、事務用品等
	4 印刷製本費	3,691,000	大会要綱、大会資料印刷代等
	5 通信運搬費	910,000	HP、電話代、郵送代等
	6 会議費	334,000	実行委員会打合せ飲み物代、講師、委員昼食代
	7 賃借料	2,438,000	全大会会場代、機材賃借料、分科会場、運営委員会議室等
	8 業務委託費	1,000,000	旅行会社、ネットワーク保守料
	9 雑費	160,000	花代、その他
10 懇親会費	2,400,000	懇親会費、余興等	
支出合計		14,070,000	

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県介護支援専門員協会と称する。(以下、「本会」という。)

(目 的)

第2条 本会は、介護支援専門員の倫理の確立、専門的技能の研鑽、交流の促進を図り、もって介護支援専門員の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護及び地域福祉の増進並びに介護保険制度の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 保健・医療・福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 介護支援専門員の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 介護支援専門員の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 介護支援専門員に関する調査研究及び普及啓発に関すること。
- (5) 介護サービス提供事業者、介護保険関係専門職団体その他の関係団体との連携に関すること。
- (6) 日本介護支援専門員協会の支部としての活動に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要なこと。

(主たる事務所の所在地)

第4条 本会は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(機 関)

第6条 本会は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第7条 当法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(1) 代議員 本定款の規定に基づき正会員の中から選挙によって選出された者

(2) 正会員

(ア) 厚生労働省令で定める介護支援専門員実務研修を修了した者であって、山口県内に勤務先又は住所を有し、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

(イ) 本会の正会員は、県内の各地域協議会の会員であることとを原則とする。

(ウ) 本会の正会員は、同時に日本介護支援専門員協会の会員とする。

(3) 賛助会員

理事会が別に賛助会員規程において定めた会員とする。

(代議員の選出)

第8条 代議員（「社員」以下同じ。）は、正会員の住所又は勤務地に応じて、県内を14ブロックにわけ、ブロック毎に正会員による選挙により選出する。

2 前項の支部の名称及び区域は、次のとおりとする。

(1) 名称 岩国ブロック

区域 岩国市、玖珂郡和木町

(2) 名称 柳井広域ブロック

(3) 名称 柳井市、熊毛郡上関町、熊毛郡布施町、熊毛郡平生町

(4) 名称 周防大島ブロック

区域 大島郡周防大島町

(4) 名称 周南ブロック

区域 周南市

(5) 名称 下松ブロック

区域 下松市

(6) 名称 光ブロック

区域 光市

(7) 名称 防府ブロック

区域 防府市

(8) 名称 山口ブロック

区域 山口市

(9) 名称 宇部ブロック

区域 宇部市

(10) 名称 山陽小野田ブロック

区域 山陽小野田市

(11) 名称 美祿ブロック

区域 美祿市

(12) 名称 下関ブロック

区域 下関市

(13) 名称 長門地域ブロック

区域 長門市

(14) 名称 萩広域ブロック

区域 萩市、阿武郡阿武町

3 各ブロック選出の代議員の数は、第1項の選挙を行う事業年度初日の正会員数を基準とし、各ブロックの正会員数毎に20人に1名の割合で選出する。なお、20名に満たない人数についてはこれに算入しない。ただし、ブロックにつき20名を下る人数のブロックが存在する場合には、このブロックか

ら1名の代議員を選出するものとする。

4 第1項の選挙においては、正会員は等しく選挙権及び被選挙権を有し、理事及び理事会は、代議員を選出する権限を有しない。

5 代議員の選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、任期満了後においても後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

2 代議員が社員総会決議取消しの訴え（一般法人法第266条第1項）、解散の訴え（一般法人法第268条）、責任追及の訴え（一般法人法第278条）及び役員解任の訴え（一般法人法第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお一般法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないものとする。

3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選出された代議員の任期は、他の代議員の任期の残存期間と同一とする。

(補欠代議員の選出)

第10条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備え、あらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

2 補欠の代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選出するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合）にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選出するときは、当該補欠の代議員の相互間の優先順位
- 3 第1項の補欠代議員の選出に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(正会員の権利)

第11条 社員でない正会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項に定める権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第32条第2項に定める権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第50条第6項に定める権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 一般法人法第52条第5項に定める権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 一般法人法第57条第4項に定める権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 一般法人法第129条第3項に定める権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第229条第2項に定める権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項に定める権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第12条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書に入会金を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第13条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年、当該年度の6月末日までに納入するものとする。た

だし、新たに入会した者については、入会と同時に納入するものとする。

3 賛助会員は、別に定める会員規約により、賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第14条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも任意に退会することができる。ただし、納入した入会金、会費及び賛助会費は返還しない。

(資格の喪失)

第15条 正会員は、次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 死亡、失踪宣告を受けたとき
- (3) 介護支援専門員の資格を失ったとき
- (4) 会費及び賛助会費を正当な理由なく年度未だに納めなかったとき
- (5) 本会が解散したとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第16条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の出席社員の3分の2以上の決議によりこれを除名することができる。

ただし、この場合には、当該会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の名誉を汚し、又は信用を損なうような行為があったとき
 - (2) 定款又は総会の決議を無視するような行為があったとき
 - (3) 介護保険法に反する重大な行為があったとき
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の場合において、処分に係る者の住所が知れないとき、又は、その者に対して通知することができないときは、通知に代えて、本会の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公示するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員の資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及びその他本会の資産に對して、何らの請求をすることができない。

(剰余金の分配の制限)

第18条 本会は、地域の公益及び会員の共益を目的とするため、会員、その他の者に對し剰余金の分配をすることができない。

第3章 社員総会

(種類)

第19条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 当法人の総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 収支決算に関する事項
- (6) 財産目録及び貸借対照表に関する事項
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び剰余財産の処分
- (9) その他、本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するものとする。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員から總會の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

2 会長は、第22条第2項(2)の規定による請求があったときは、その請求のあった日より30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、少なくとも開会の日より10日前までに、總會の日時・開催場所・目的並びに審議事項を記載した書面をもって通知を発しなればならない。

(招集手続の省略)

第24条 総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 總會の議長は、その總會において出席した代議員若しくは理事の中から選任する。

(定足数)

第26条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議の方法)

第27条 総会の決議事項は、第21条の規定に基づく。

- 2 総会における議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、代議員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任 (ただし、監事に限る。)
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更

(5) その他法令で定められた事項

- 4 次の事項に関する決議は、代議員の議決権の4分の3以上をもって行う。

- (1) 解散及び残余財産の処分
- (2) 他の法人との合併又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は代議員から提案があった場合において、その提案に代議員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(代理及び書面等による決議)

第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面により表決し、又は、本会の議決権を有する他の代議員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、第26条の定足数の適用については出席したものとみなす。

- 2 代理人によって議決権を行使する場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第30条 総会の議事は、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に保存しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び議事録作成者、選任された議事録署名人2名が、署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第31条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事35名以内
- (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。
- 3 会長は、法人法上の代表理事とする。
- 4 理事のうち8名以内を部長として選任することができる。なお、副会長は部長を兼任することができる。

(理事の資格)

第32条 本会の理事は、本会の正会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代議員の議決権の過半数をもって、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の職務権限)

第33条 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。また、日本介護支援専門員協会の支部長として業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 4 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を

作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 前項について報告するため必要のあるときは、監事は、理事会の開催招集を請求し、又は、招集することができる。

(役員を選任の方法)

- 第35条 本会の理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事会の決議により、会長以外の理事の中から一般法人法上の業務執行理事を選定することができる
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えない。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他これらの者に準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えない。
 - 6 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規程を適用する。
 - 7 役員の数数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員をあらかじめ選任することができる。

(任期)

- 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

- 第37条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第38条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事については、別に定める報酬等の支給基準に従って報酬を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の支給基準は総会の決議によって定める。
 - 3 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができ。

(顧問)

- 第39条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て、介護保険制度に関する学識経験者及び本会の会員として功労があった者のうちから、会長が委嘱する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の事業遂行上重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事会及び常任理事会

(構成)

- 第40条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第41条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の決議及び職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長及び副会長、常任理事の選任及び解任

(理事会の種類)

第42条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度ごとに4回以上開催するものとする。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第34条第4項の規定に基づき、監事から会長に対し、招集の請求があったとき

(招 集)

第43条 理事会は、会長がこれを招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その日から5日以内に、14日以内を招集日とする通知を発しなければならぬ。

3 前項の規程にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第44条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるとき、又は、決議に特別な利害関係を有するときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第45条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第47条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、当該議事録に出席した会長及び理事、監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

第6章 支部組織

(支部)

第49条 本会は、本会の目的を達成し地域における活動に資するため、支部を置くことができる。

2 支部の設置及び運営については、支部組織運営に関する規程を別に定める

(支部長)

第50条 支部に支部長1名を置く。

2 支部長は、別に定める支部組織運営に関する規程に基づき、当該支部に所属する会員の中から選出する。

第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

- 第51条 本会の事業の円滑な運営を図るため、委員会及び部会を置くことができる。
- 2 委員会及び部会の設置に関しては、理事会の決議をもって会長が定める。
 - 3 委員及び部会委員の選任については、理事会の決議をもって、会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

- 第52条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を得て、会長が任免する。
 - 4 事務局長は、委託先の事務局、地域協議会及び日本介護支援専門員協会事務局との連携を図る。
 - 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 計算

(書類及び帳簿の備付け)

- 第53条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え付けておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認同等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類

- (6) 事業計画書及び事業報告に関する書類
- (7) 収入、支出に関する帳簿及び書類
- (8) 監査報告に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

(事業年度)

第54条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第55条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産等の管理)

第56条 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は総会の決議を得て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第57条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 本会の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受け、定時総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計画書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書

2 前項の規定により定時総会に提出された計算書類は、定時総会において、事業報告については、その内容を報告し、その他の書類については出席した社員の過半数の決議をもって承認を受けなければならない。

(計算書類等の備置き)

第59条 本会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第60条 この定款は、総会において代議員の議決権3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第61条 本会は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議その他法令で定める事由により解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において代議員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。
2 本会は、残余財産の分配を行わない。

(清算人)

第63条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは、理事以外の者から選

任することができる。

第11章 附 則

(規程及び細則)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(設立時社員の氏名及び住所)

第65条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橘 康彦

山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

(設立時の役員)

第66条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 啓太

設立時理事 橘 康彦

設立時理事 二井 隆一

設立時監事 服部 恭弥

設立時監事 田村 則子

(設立時の代表理事)

第67条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

山口県防府市岩島一丁目17番41号

設立時代代表理事 佐々木 啓太

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第68条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

山口県山口市大手町9番6号

(最初の事業年度)

第69条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第70条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人山口県介護支援専門員協会を設立のため、設立時社員 佐々木 啓太 外4名の定款作成代理人である司法書士法人みらい（代表社員 山本 武）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年1月25日

設立時社員 山口県防府市岩島一丁目17番41号

佐々木 啓太

設立時社員 山口県山口市緑ヶ丘13番3号

橋 康彦

設立時社員 山口県下関市山の田東町7番42号

二井 隆一

設立時社員

山口県周南市川端町1丁目11番地

服部 恭弥

設立時社員 山口県周南市大字安田288番地の1

田村 則子

上記設立時社員5名の定款作成代理人

山口県周南市岐南町8番31号

司法書士法人みらい

代表社員 山本 武



介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。